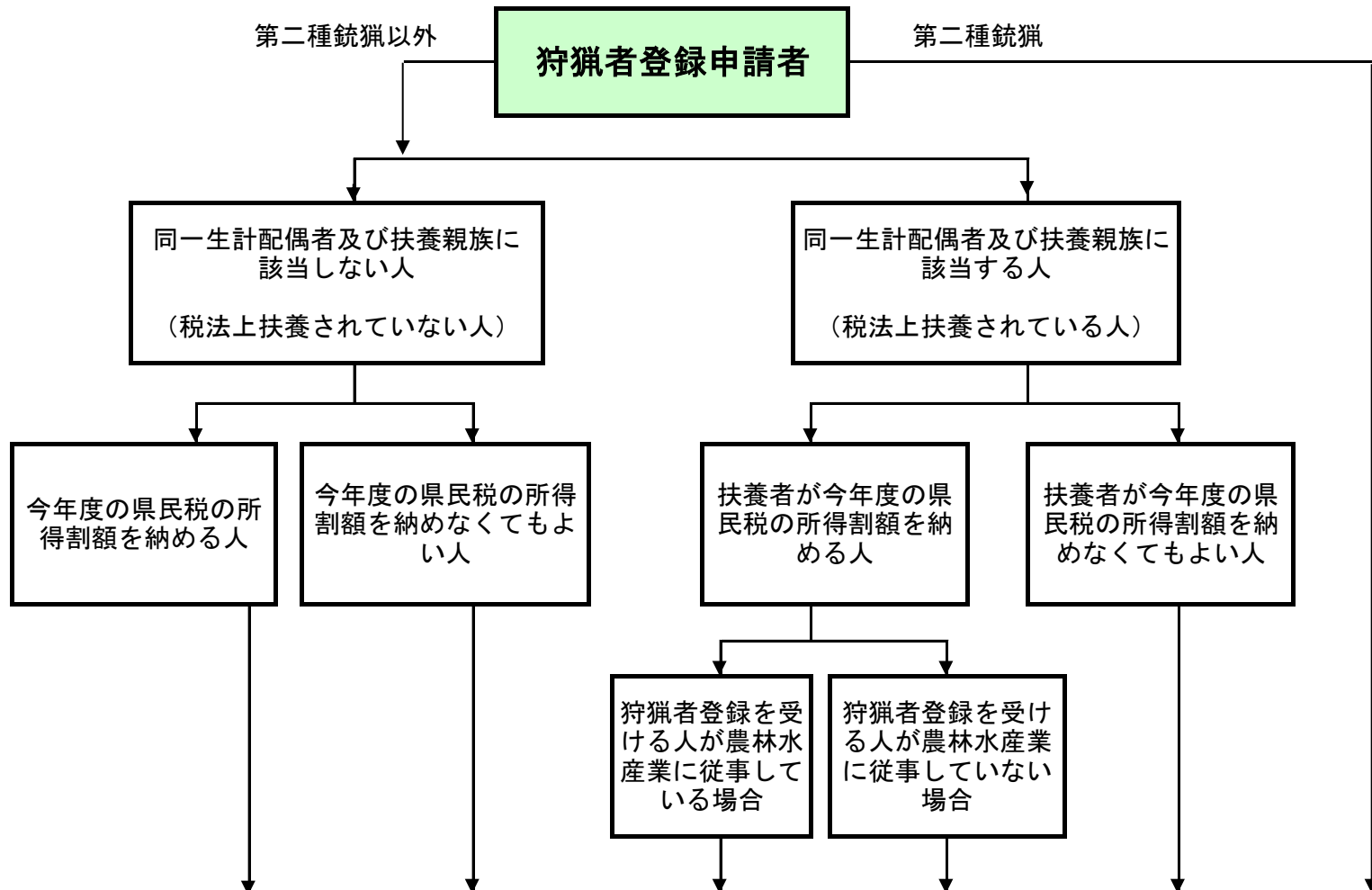


「狩猟税」の税額区分表



区分 ※	1号・3号	2号・4号	2号・4号	1号・3号	2号・4号	5号
申請者の手続		事前に、各市町村で「狩猟税に係る証明書(様式第153号)」により証明を受け、その証明書を添付する。	1 事前に、各市町村で「狩猟税に係る証明書(様式第153号)」により証明を受け、その証明書を添付する。 2 狩猟税納付の際、「登録申請書(写)」を添付する。		事前に、各市町村で「狩猟税に係る証明書(様式第153号)」により証明を受け、その証明書を添付する。	
市町村の事務		上記証明書を申請者に交付する。	上記証明書を申請者に交付する。		上記証明書を申請者に交付する。	
税額	第一種銃猟	16,500円	11,000円	11,000円	16,500円	11,000円
	「網猟」及び「わな猟」	8,200円	5,500円	5,500円	8,200円	5,500円
	第二種銃猟					5,500円
<p>平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書を提出する日前1年以内の期間に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下「許可捕獲等」という。)を行った場合及びその従事者として従事者証の交付を受けて許可捕獲等を行った場合は、上記税額の2分の1の額(100円未満端数切捨て)</p>						

※ 区分の号は、長野県県税条例第141条第1項の該当する号

※ 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われたとき及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和11年3月31日までに間に行われたときは、当該対象鳥獣捕獲員及び捕獲従事者に対しては、狩猟税は課さない